

武蔵野市立吉祥寺美術館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立吉祥寺美術館条例の一部を改正する条例

武蔵野市立吉祥寺美術館条例（平成13年12月武蔵野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 美術館の観覧料及び使用料の減額又は免除に関する業務</u></p> <p><u>(3)から(10)まで</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)から(9)まで</u></p>	<p>号の削除</p> <p>号の繰上げ</p>
<p>(使用の承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</p> <p>(1) 市又は指定管理者が事業で使用する場合</p> <p>(2) 営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした市内の団体又は別表第2備考</p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</p> <p>(1) 市又は指定管理者が事業<u>(指定管理者が行う事業にあつては、市長が認めるものに限る。)</u>で使用する場合</p> <p>(2) 営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした市内の団体又は別表第2備考</p>	<p>字句の追加</p>

<p>1 (1)に掲げる者で<u>指定管理者</u>が認めるものが企画展示室又は音楽室を使用する場合</p> <p>(観覧料等の減免)</p> <p>第9条 <u>指定管理者</u>は、特に必要があると認めるときは、第6条の観覧料及び第7条第2項の使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>1 (1)に掲げる者で<u>市長</u>が認めるものが企画展示室又は音楽室を使用する場合</p> <p>(観覧料等の減免)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、第6条の観覧料及び第7条第2項の使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	---------------------------

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定管理者が行うことができる業務を変更するほか、所要の改正をするものである。